

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和4年 第1回海老名市議会定例会

概要資料



3回目のワクチン接種
(医療従事者等)



自宅療養者支援チーム
(依頼品の買出し)

コロナ禍で、できることを



成人式の挙行



消防出初式の開催



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和4年第1回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期32日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月25日	金	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月3日	木	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月8日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3月9日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3月11日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3月14日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月15日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
3月17日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3月22日	火	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3月23日	水	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3月25日	金	委員会	予算決算常任委員会	同
3月28日	月	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 33件			
条例 9件 (制定1件・一部改正8件)			頁
1	議案第2号	海老名市森林環境譲与税基金条例の制定について	3
2	議案第3号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4
3	議案第4号	海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	5
4	議案第5号	海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	6
5	議案第6号	海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について	7
6	議案第7号	海老名市保育所設置条例の一部改正について	10
7	議案第8号	海老名市企業立地促進条例の一部改正について	11
8	議案第9号	海老名市文化財保護条例の一部改正について	13
9	議案第10号	海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について	14

市道 2 件			頁
10	議案第11号	市道の路線廃止について（市道732号線）	15
11	議案第12号	市道の路線認定について（市道732号線）	15
その他 1 件			頁
12	議案第13号	海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて	17
人事 14 件			頁
13	議案第14号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （青木 莊一氏）	18
14	議案第15号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （市川 和美氏）	18
15	議案第16号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （井上 勝氏）	18
16	議案第17号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （岩壁 正和氏）	18
17	議案第18号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （牛村 律子氏）	18
18	議案第19号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （小松 佐一氏）	18
19	議案第20号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （澤地 正典氏）	18
20	議案第21号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （鈴木 徹氏）	18
21	議案第22号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （鈴木 守氏）	18
22	議案第23号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （橋本 保氏）	18
23	議案第24号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （波多野 寛氏）	18
24	議案第25号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （深澤 伸治氏）	18
25	議案第26号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （三廻部 茂氏）	18
26	議案第27号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて （宮墓 功氏）	18
補正予算 2 件			頁
27	議案第28号	令和3年度海老名市一般会計補正予算（第14号）	19
28	議案第29号	令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	24
予算 5 件			頁
29	議案第30号	令和4年度海老名市一般会計予算	別冊
30	議案第31号	令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
31	議案第32号	令和4年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
32	議案第33号	令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
33	議案第34号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計予算	

【条例 9件】

1 議案第2号 海老名市森林環境譲与税基金条例の制定について

【制定理由】

国から用途を指定されて交付される森林環境譲与税の充当残額を、今後の本市における森林の整備に関する財源として確保するため

【制定内容】

条	項目	内容
第1条	設置	森林の整備に関する施策等に要する経費の財源に充てる。
第2条	積立て	積立額は一般会計歳入歳出予算で定める。
第3条	管理	現金は确实かつ有利な方法により管理する。
第4条	運用益金の処理	運用益は予算に計上した後、基金に繰り入れる。
第5条	繰替運用	歳計現金に繰り替えて運用することができる。
第6条	処分	設置目的又は市債償還財源に充てる場合に処分できる。
第7条	委任	基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める。

【施行期日】

令和4年3月30日

参考 過去の充当事業一覧（令和元年度から交付・令和3年度は見込み額）

単位：千円

年度	譲与額	充当額	充当事業
令和元年度	4,970	4,950	都市緑地等環境整備に伴う支障木伐採
		20	伊勢山自然公園支障木伐採
令和2年度	10,560	3,410	都市緑地等環境整備に伴う支障木伐採
		7,150	上今泉秋葉台自然緑地ほかナラ枯れ樹木処理
令和3年度	10,558	5,414	上今泉秋葉台自然緑地ほかナラ枯れ樹木処理

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 抜粋

（森林環境譲与税の用途）

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- (1) 森林の整備に関する施策
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第3項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 議案第3号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

消防団員の処遇を改善するため

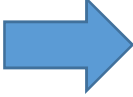
【改正概要】

消防団員数が全国的に減少する中、総務省消防庁に設置された「消防団員の処遇等に関する検討会」から消防団員の処遇改善について中間報告がされた。

当該報告を受け、消防庁長官から「水火災等に関する出動については、1日当たり8,000円を標準額」とし、「警戒・訓練については、業務の負荷、活動時間等を勘案した額」とする通知が発出された。

【改正内容】

1 出動報酬としての支出（別表の改正）

	改正前		改正後
支出科目	費用弁償		報酬
水火災	3,000円/1回		8,000円/1日
警戒	3,000円/1回		3,000円/1日
訓練	2,500円/1回		2,500円/1日

※改正前の「水火災」については、従事時間が3時間以上の場合は4,000円を支給

2 報酬の支出時期（第3条第3項の改正）

勤務した日の属する月の**翌月の末日まで**

3 その他

出動報酬の創設に伴い、出動に係る費用弁償の額を定めた「海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」の一部を附則で改正し、費用弁償を定めた表を削り、文言の整理を行う。

【施行期日】

令和4年4月1日


3 議案第4号 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の一部改正について

【改正理由】

市職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人海老名市農業支援センターを加えたいため

【改正内容】

職員を派遣することができる団体（第2条の改正）

	公益的法人等名
改正前	社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会
	
改正後	(1) 一般社団法人 海老名市農業支援センター (2) 社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

【施行期日】

令和4年4月1日

【その他】

一般社団法人海老名市農業支援センター

設立日：令和4年1月28日

主な事業

目 標	事 業 内 容
農業の担い手の確保・支援	・ 就農希望者の掘り起こし ・ 就農相談の対応 ・ 農業と福祉の連携 ・ 新規就農者への支援
農地の保全・活用	・ 農地のマッチング ・ 収穫体験等の農業イベントの実施
地産地消の推進	・ 大型店等での地場産農産物の販売促進 ・ 農産物の有効活用（加工品開発等）

4 議案第5号 海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【改正理由】

生活が困窮する外国人世帯に対する生活保護の措置に関する事務の迅速化を図るため

【改正内容】

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務（別表に追加）

利用する特定個人情報の内容
(1) 対象者の地方税に関する情報
(2) 対象者の医療保険給付に関する情報
(3) 対象者の生活保護に関する情報
(4) 対象者の中国残留邦人等支援給付等に関する情報
(5) 対象者の児童扶養手当の支給に関する情報
(6) 対象者の母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
(7) 対象者の <ul style="list-style-type: none">・ 障害児福祉手当の支給に関する情報・ 特別障害者手当の支給に関する情報・ 福祉手当の支給に関する情報
(8) 対象者の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
(9) 対象者の児童手当又は特例給付の支給に関する情報
(10) 対象者の介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
(11) 対象者の自立支援給付の支給に関する情報
(12) 対象者の <ul style="list-style-type: none">・ 年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報・ 特別障害給付金の支給に関する情報・ 年金生活者支援給付金の支給に関する情報

【施行期日】

公布の日

【参 考】

令和4年1月1日現在

外国人世帯数：1,238世帯

(うち生活保護受給世帯：35世帯)

5 議案第6号 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正 について

【改正理由】

国民健康保険の赤字解消に向けた税率等の改定及び地方税法の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置を行いたいため

【改正概要】

1 国民健康保険税率等の改定

赤字を解消するためには、神奈川県が算定する標準保険料率を目標とする必要があるが、**被保険者への影響を考慮して、段階的な引上げとするもの**

	区 分	改正前		改正後	R3県標準保険料率
医療分	所得割	5.50%	➔	据 置	5.39%
	均等割	23,700円			24,972円
	平等割	18,600円			19,384円
後期分	所得割	1.90%		2.20%	2.34%
	均等割	8,100円		9,500円	10,732円
	平等割	6,600円		7,600円	8,648円
介護分	所得割	1.60%		2.10%	2.39%
	均等割	8,400円		10,800円	13,356円
	平等割	4,500円		6,000円	7,299円

※ 医療分＝基礎課税額、後期分＝後期高齢者支援金等課税額、介護分＝介護納付金課税額

2 未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者）
の**均等割保険税を5割軽減**するもの

※ 軽減措置による減収分は、国（1/2）、県（1/4）市（1/4）が負担する。

【改正内容】

1 国民健康保険税率等の改定に伴う改正

(1) 税率等の引上げ

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第6条第1号	引用条文の改正	第24条	第24条第1項
第7条	後期分の所得割税率	1.90%	2.20%
第8条	後期分の均等割額	8,100円	9,500円
第9条第1号	後期分の平等割額 特定世帯・特定継続世帯以外	6,600円	7,600円
// 第2号	特定世帯	3,300円	3,800円
// 第3号	特定継続世帯	4,950円	5,700円
第10条	介護分の所得割税率	1.60%	2.10%
第11条	介護分の均等割額	8,400円	10,800円
第12条	介護分の平等割額	4,500円	6,000円

(2) 国民健康保険税額から軽減する金額の改正

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第16条第1項	文言の修正	同条	その減額後
第24条第1号	引用条文の改正	第703条の5	第703条の5第1項
第24条 第1号ウ	7割減額対象世帯 後期分の均等割額	5,670円/人	6,650円/人
// エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	4,620円	5,320円
// エ(イ)	特定世帯	2,310円	2,660円
// エ(ウ)	特定継続世帯	3,465円	3,990円
// オ	介護分の均等割額	5,880円/人	7,560円/人
// カ	介護分の平等割額	3,150円	4,200円
第24条第2号	引用条文の改正	第703条の5	第703条の5第1項
第24条 第2号ウ	5割減額対象世帯 後期分の均等割額	4,050円/人	4,750円/人
// エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	3,300円	3,800円
// エ(イ)	特定世帯	1,650円	1,900円
// エ(ウ)	特定継続世帯	2,475円	2,850円
// オ	介護分の均等割額	4,200円/人	5,400円/人
// カ	介護分の平等割額	2,250円	3,000円

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第24条第3号	引用条文の改正	第703条の5	第703条の5第1項
第24条 第3号ウ	2割減額対象世帯 後期分の均等割額	1,620円/人	1,900円/人
Ⅱ エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	1,320円	1,520円
Ⅱ エ(イ)	特定世帯	660円	760円
Ⅱ エ(ウ)	特定継続世帯	990円	1,140円
Ⅱ オ	介護分の均等割額	1,680円/人	2,160円/人
Ⅱ カ	介護分の平等割額	900円	1,200円

※「特定世帯」⇒国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国保被保険者が1人だけとなった世帯

「特定継続世帯」⇒特定世帯となってから5年～8年の間にある世帯

2 未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置に伴う改正

第24条第2項	軽減措置の新規追加		
第1号	医療分の均等割額の減額 ⇒ 未就学児1人につき		
ア	7割減額対象世帯 ⇒	医療分の均等割額から	3,555円を減額
イ	5割減額対象世帯 ⇒	医療分の均等割額から	5,925円を減額
ウ	2割減額対象世帯 ⇒	医療分の均等割額から	9,480円を減額
エ	ア・イ・ウ以外の世帯⇒	医療分の均等割額から	11,850円を減額
第2号	後期分の均等割額の減額 ⇒ 未就学児1人につき		
ア	7割減額対象世帯 ⇒	後期分の均等割額から	1,425円を減額
イ	5割減額対象世帯 ⇒	後期分の均等割額から	2,375円を減額
ウ	2割減額対象世帯 ⇒	後期分の均等割額から	3,800円を減額
エ	ア・イ・ウ以外の世帯⇒	後期分の均等割額から	4,750円を減額

- ・第24条の2
 - ・附則第3条
 - ・附則第4条
 - ・附則第5条
 - ・附則第6条
- の改正⇒「第24条第2項」の追加による引用条文の改正

【附 則】

施行期日：令和4年4月1日

適用区分：令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用

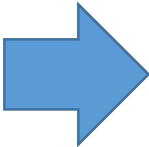
6 議案第7号 海老名市保育所設置条例の一部改正について

【改正理由】

海老名市立勝瀬保育園の民営化に伴い、当該保育園を廃止するため

【改正内容】

勝瀬保育園の廃止（第2条の表）

改正前		改正後
海老名市立柏ヶ谷保育園		海老名市立柏ヶ谷保育園
海老名市立門沢橋保育園		海老名市立門沢橋保育園
海老名市立下今泉保育園		海老名市立下今泉保育園
海老名市立中新田保育園		海老名市立中新田保育園
海老名市立勝瀬保育園		海老名市立上河内保育園
海老名市立上河内保育園		

【施行期日】

令和4年4月1日

【その他】

- 移管先事業者 ⇒ 社会福祉法人 プレマ会
- 民営化に向けた取組
 - ・ 移管先事業者へのスムーズな引継ぎを実現するため、移管先事業者から保育士を派遣してもらい、引継ぎ保育を令和3年4月1日から実施した。
 - ・ 海老名市、移管先事業者、保護者による三者協議会を定期的を開催し、引継ぎの進捗状況等を確認することで、保護者の不安を解消している。



勝瀬保育園

7 議案第8号 海老名市企業立地促進条例の一部改正について

【改正理由】

令和4年3月31日をもって失効する条例の期限を延長し、市内に立地する企業への奨励措置を拡充して継続したいため

【改正概要】

1 奨励措置の内容

(1) 継続する奨励措置

奨励項目		奨励内容
1 奨励金の交付	(1) 企業立地奨励金	上限 3,000 万円
	(2) 雇用奨励金	上限 1,000 万円
	(3) 環境施設奨励金	※1 上限 800 万円
2 固定資産税・都市計画税の減額（3年度分）		※2 税率 1 / 2
3 法人市民税の減額（3事業年度分）		法人税割税率 1 / 2

※1 環境施設奨励金の額は条例施行規則で規定

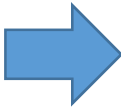
※2 条例で定める中小企業者は免除

(2) 新たな奨励措置

奨励項目		奨励内容
奨励金の交付	市内企業活用奨励金	工事の施工及び償却資産の取得の際に、総額 1,000 万円以上市内企業を活用した場合 ⇒ 発注額の5%（上限200万円）
奨励金交付回数の制限を廃止 （※市税の軽減措置は1回限り）		事業認定の日から5年を経過した場合は、 再度の申請を可能とする。 （経過年数は条例施行規則で規定）

※ 従前は、奨励金の交付のうち、雇用奨励金のみ再度の交付が可能。これ以外の奨励金の交付及び市税の軽減措置の申請は1回限り

2 条例の効力の期間の延長

改正前		改正後
平成34年3月31日まで （令和4年3月31日）		令和7年3月31日まで

【改正内容】

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第3条第2号ア	金額表示の修正	5千万円	5,000万円
〃 イ		3千万円	3,000万円
〃 ウ		2千万円	2,000万円
第4条 第1項第1号		3千万円	3,000万円
〃 第2号		1千万円	1,000万円
〃 第4号	市内企業活用奨励金の追加	—	市内企業を活用した場合の奨励金の額を規定
※第4条第4項	奨励金交付回数制限の廃止	前3項(第1項第2号を除く。)	第2項及び前項
附則第2項	条例の効力期限の延長	平成34年 3月31日	令和7年3月31日

※ 第4条の規定

	項 号	規 定 内 容
①	第1項第1号	奨励金の交付【企業立地奨励金】について規定
②	〃 第2号	奨励金の交付【雇用奨励金】について規定
③	〃 第3号	奨励金の交付【環境施設奨励金】について規定
④	第2項	固定資産税・都市計画税の軽減について規定
⑤	第3項	法人市民税の軽減について規定
	第4項	前3項(第1項第2号を除く。)に定める奨励措置の適用は、1の企業に係る立地につき、それぞれ1回限りとする。

改正前		改正後	
前3項(第1項第2号を除く。)		第2項及び前項	
1回限りのもの	上記①、③、④、⑤	1回限りのもの	上記④、⑤

【施行期日】

令和4年4月1日。ただし、附則第2項（条例の効力の延長）の規定は、公布の日

8 議案第9号 海老名市文化財保護条例の一部改正について

【改正理由】

文化財保護法の改正に伴い、所要の改正を行いたいため

【改正内容】

文化財保護法が改正され、その中で、地域における文化財保護の取組を後押しするため、地方登録文化財制度が創設されることとなった。

本市においては、既に独自の登録文化財制度を条例で規定しているが、今後は、法律を根拠とした登録制度となるもの

改正条文	改正内容
第1条	条例の根拠に、地方登録文化財制度を規定した文化財保護法第182条第3項を加える。
第7条	<ul style="list-style-type: none">市が登録する文化財から、国が登録した文化財を除くことを規定文化財保護法の規定に合わせ、登録について「できる」ことに改正

【施行期日】

令和4年4月1日

文化財保護法 抜粋

(地方公共団体の事務)

第182条 第1項及び第2項 省略

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

※令和4年4月1日施行

9 議案第10号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

【改正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の負担を鑑み、令和4年度における小学校の給食費の激変緩和措置を定めたため

【改正概要】

令和3年4月1日をもって、小学校の給食費を改正したが、その際、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担を考慮して、激変緩和措置を設けた。

令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることから激変緩和措置を行うもの

【改正内容】

附則に、令和4年度の小学校給食費を**47,700円**とすることを規定

【施行期日】

令和4年4月1日

参考

令和3年4月1日改正前の給食費：44,000円

改正後の給食費：49,500円 差額5,500円

⇒ 1食当たり 約30円の増加（年間185食）

年度	改正前後の差額5,500円のうち		保護者が負担する 年間の学校給食費
	保護者負担額	公費負担額	
令和3年度	1,850円(10円/食)	3,650円(約20円/食)	45,850円
令和4年度	3,700円(20円/食)	1,800円(約10円/食)	47,700円

【市道 2件】

10 議案第11号 市道の路線廃止について（市道732号線）

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	732	本郷字中谷津2706番1地先 ㄥ 本郷字下星谷3505番3地先	1.80 ㄥ 11.07	777.00	市道の一部 払下げのため

11 議案第12号 市道の路線認定について（市道732号線）

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	732	本郷字中谷津2706番1地先 ㄥ 本郷字下星谷3259番4地先	2.00 ㄥ 11.07	715.35	一部払下げに 伴う認定のため

市道732号線廃止

市道732号線認定

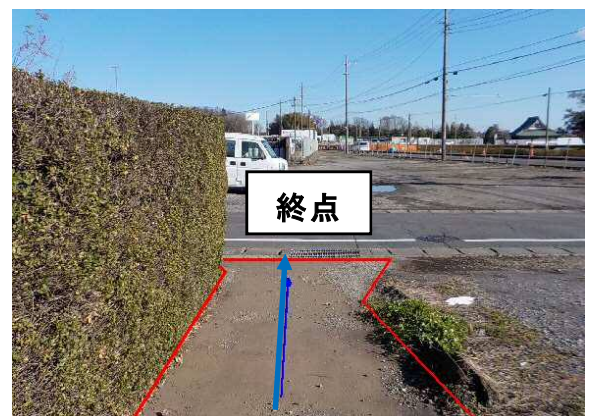
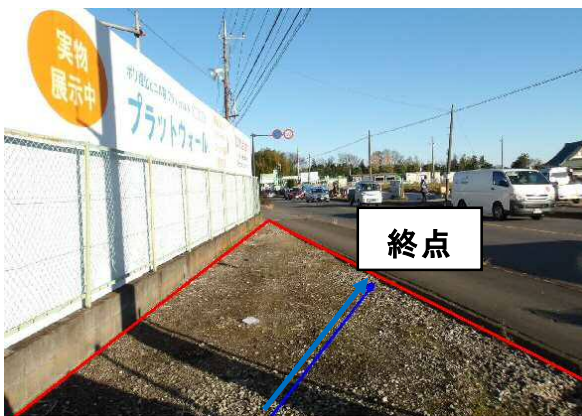
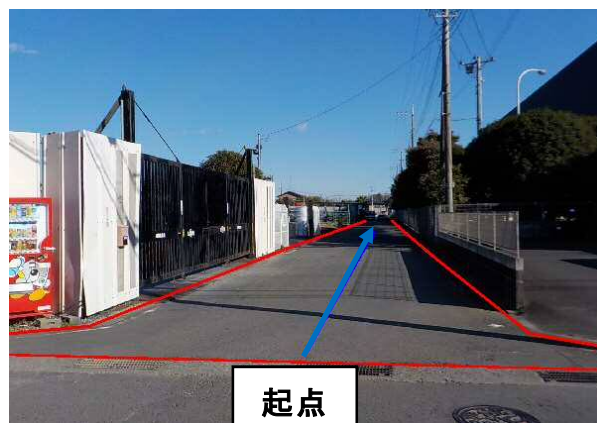
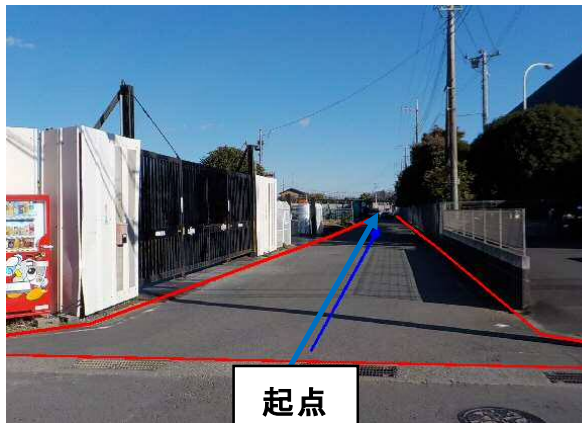
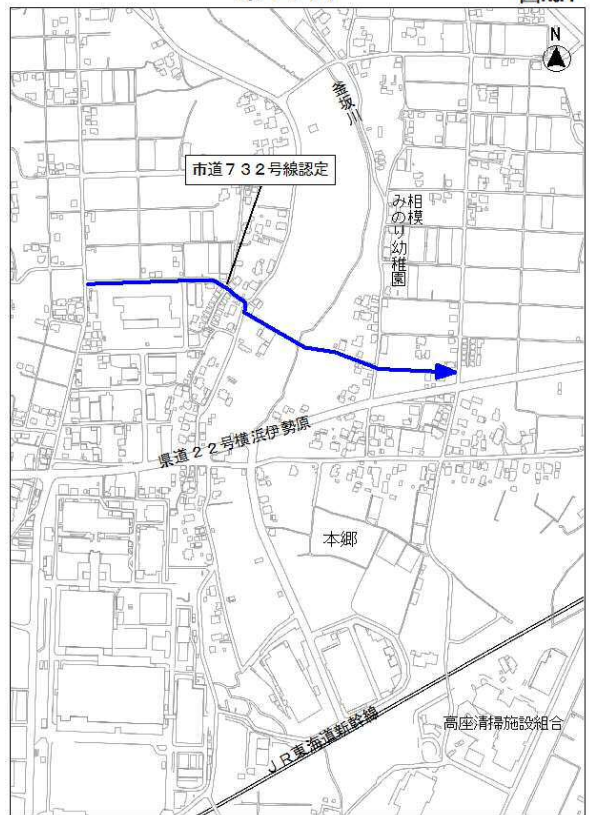
案内図

図No.1



案内図

図No.1



【その他 1件】

12 議案第13号 海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

【提案理由】

議会の同意を得た上、海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいため

【内 容】

「農業委員会等に関する法律」の規定では、認定農業者が委員の過半数を占めることを原則とするが、本市では認定農業者が少ないため、同法第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、海老名市農業委員会に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいもの

※法＝農業委員会等に関する法律 規則＝農業委員会等に関する法律施行規則（省令）

① 法第8条第5項本文
農業委員会委員の過半数を認定農業者が占めるようにする。



② 法第8条第5項ただし書
認定農業者が少ない場合、省令で定める場合はこの限りでない。



③ 規則第2条第1号
認定農業者の数が委員の定数に8を掛けた数を下回る場合



本市の認定農業者数（53経営体） < 委員の定数14人×8＝112

委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めるようにする。



④ 規則第2条第2号
委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするのが困難な場合

委員の4分の1以上を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする。

【人事 14件】

13～26 議案第14号～議案第27号
海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

【提案理由】

現委員が令和4年3月31日に任期満了を迎えるため

【内 容】

農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、下表に記載の14名の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議案第14号から議案第27号までにより提案し、議会の同意を求めるもの

【任 期】

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

【任命したい者】

(五十音順・敬称略)

議案	氏 名	地域	推薦団体等	生年	性別	認定農業者	区分
第14号	青木 莊一	門 沢 橋	門沢橋生産組合	昭和25年	男性		新任
第15号	市川 和美	下 今 泉	下今泉生産組合	昭和37年	女性		再任
第16号	井上 勝	上 今 泉	上今泉生産組合	昭和32年	男性		新任
第17号	岩壁 正和	国 分 南	国分生産組合	昭和29年	男性		新任
第18号	牛村 律子	中 野	一般公募	昭和39年	女性	○	新任
第19号	小松 佐一	社 家	社家生産組合	昭和27年	男性		新任
第20号	澤地 正典	中 河 内	海老名市園芸協会	昭和31年	男性	◎	新任
第21号	鈴木 徹	杉久保北	杉久保生産組合	昭和25年	男性	◎	新任
第22号	鈴木 守	大 谷 南	海老名市農業 活性化事業組合	昭和24年	男性		再任
第23号	橋本 保	本 郷	本郷東生産組合	昭和22年	男性		新任
第24号	波多野 寛	中 新 田	中新田生産組合	昭和27年	男性		再任
第25号	深澤 伸治	上 郷	上郷生産組合	昭和29年	男性	◎	再任
第26号	三廻部 茂	大 谷 北	大谷生産組合	昭和30年	男性		新任
第27号	宮 藪 功	上 河 内	上河内生産組合	昭和23年	男性		再任

※ 「認定農業者」の欄の「○」は認定農業者に準ずる者

【補正予算 2件】

27 議案第28号 令和3年度海老名市一般会計補正予算
(第14号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **6億3,682万8千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **564億7,559万7千円とするもの**

■主な内容

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、補助事業を実施します。

- ☆ 海老名市在住・在勤者に対して保険適用のPCR検査等を実施した医療機関の負担を軽減するため、医師会を通じて各医療機関へ補助金を交付します。
- ☆ 都市部の企業が郊外に移転する動きが見られる中、市内のオフィスビル等に市外企業を誘致し、また、市内企業の流出を防止するため補助金を交付することで、雇用の創出と市内経済の活性化を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:55,838,769千円・補正額:636,828千円・補正後:56,475,597千円

(1) 歳入

・普通交付税	237,115千円
・新型コロナウイルス感染症対応	
地方創生臨時交付金（国庫支出金）	38,374千円
・公有地売払代	157,790千円
・財政調整基金繰入金（地方創生臨時交付金相当分）	126,116千円
・市債管理基金繰入金	3,274千円
・その他	74,159千円

合計	636,828千円
----	-----------

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち 66,116 千円

- ・PCR検査等を実施する医療関係団体への事業運営費の補助 30,000 千円

海老名市在住・在勤者に対して、保険適用のPCR検査等を実施した医療機関に医師会を通じて補助をするもの

$$\Rightarrow 5,000 \text{ 円/件} \times 1,000 \text{ 件/月} \times 6 \text{ か月} = 30,000 \text{ 千円}$$

- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種の促進 36,116 千円

ワクチンの追加接種の推奨・5歳から11歳までの子どもの初回接種に対応する必要があることから、各医療機関でのワクチン接種に係る周知及び相談対応業務を医師会に委託するもの

委託料 36,116 千円

② にぎわいがあり自然に優しいまち 90,000 千円

- ・オフィスビル等入居への補助 90,000 千円

市外の企業を誘致するとともに、市内で事業を拡充しようとする企業に対し、一定規模の賃貸オフィスビル等に入居した際の補助を行うことにより地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るもの

$$\Rightarrow \text{補助額：月額 50 万円(上限) 補助期間：6 か月(最長) 90,000 千円}$$

③ 便利で快適に暮らせるまち 8,400 千円

- ・コミュニティバス運行事業に対する支援 8,400 千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等によって減少が見込まれる運賃収入を補うもの

その他負担金 8,400 千円

④ その他 472,312 千円

- ・財政調整基金積立金（普通交付税臨時財政対策債償還費分）

【年度末残高：2,837,000千円】 68,839千円

- ・新まちづくり基金積立金【年度末残高：1,022,000千円】 210,500千円

- ・公共施設等あんしん基金積立金【年度末残高：2,435,000千円】 157,790千円

- ・森林環境譲与税基金積立金【年度末残高：6,000千円】 6,000千円

- ・その他 29,183 千円

合計 636,828 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

- ①市制施行50周年記念公演事業委託 6,582 千円
(理由) 新型コロナウイルス感染症拡大による事業の延期に伴い、年度内完了が見込めないため
- ②海老名市医療関係団体事業運営費補助業務 30,000 千円
(理由) 事業の早期完了に向け、年度を跨いで実施したいため
- ③新型コロナウイルス感染症PCR検査等補助業務 2,000 千円
(理由) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、年度内完了が見込めないため
- ④新型コロナウイルス感染症予防接種関連業務委託 36,116 千円
(理由) 事業の早期完了に向け、年度を跨いで実施したいため
- ⑤オフィスビル等入居奨励補助金 90,000 千円
(理由) 事業の早期完了に向け、年度を跨いで実施したいため
- ⑥市道62号線関連相模国分1号踏切構造改良施行委託 10,000 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



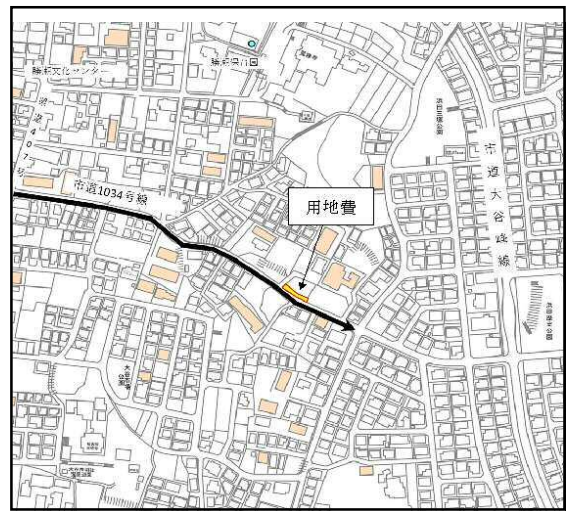
⑦市道 9 1 1 号線ほか 5 路線用地取得及び補償

65,781 千円

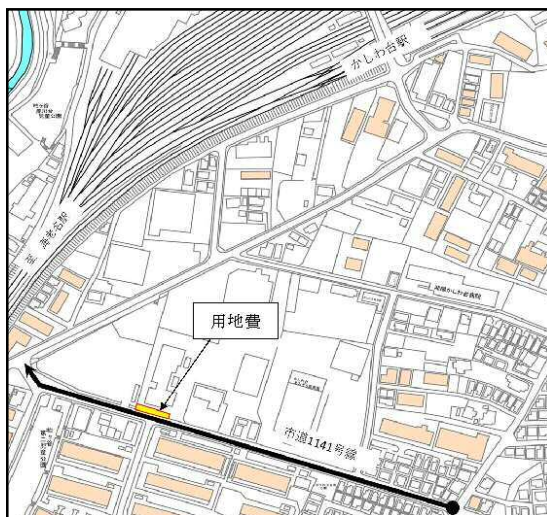
(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



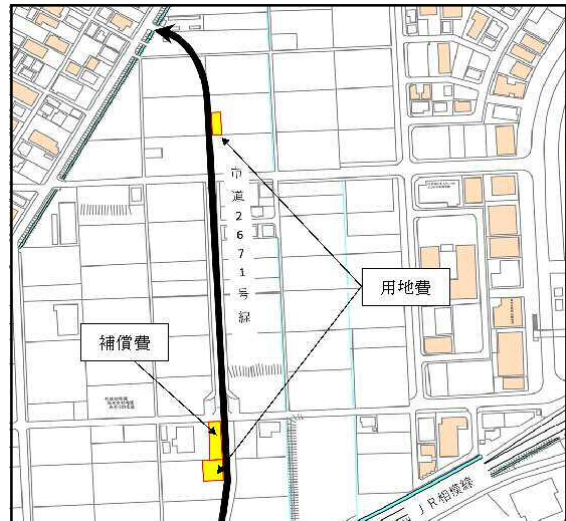
【市道 911 号線(大谷南四丁目)】



【市道 1034 号線(大谷北二丁目)】



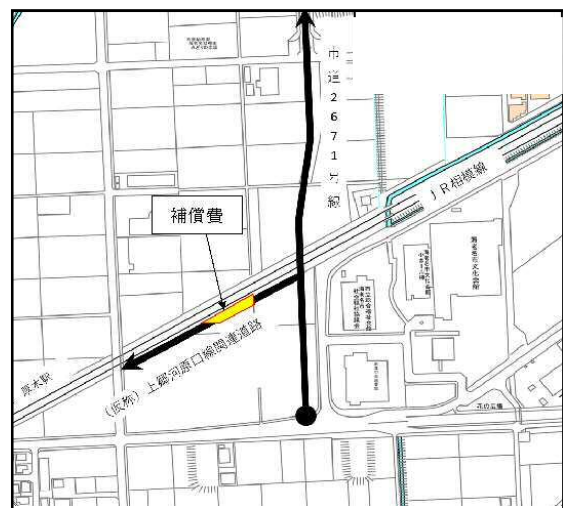
【市道 1141 号線(柏ヶ谷)】



【市道 2671 号線(上郷)】



【横須賀水道路(大谷北三丁目)】



【(仮称)上郷河原口線関連道路(上郷)】

⑧交通処理対策検証業務委託 8,050 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑨厚木駅南地区市街地再開発事業施設建築物工事補助金 174,618 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑩海老名市地域公共交通協議会負担金 116,412 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



(2) 変更

①新型コロナウイルスワクチン接種事業 680,591 千円 ⇒ 783,906 千円

(理由) 年度内支出見込額を精査した結果、翌年度繰越使用額が増加したため

28 議案第29号 令和3年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1億8,717万8千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **123億4,042万3千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,153,245千円・補正額 187,178千円・補正後 12,340,423千円

(1) 歳入

・現年課税分	△2,500千円
・保険給付費等交付金（普通交付金）	186,000千円
・保険給付費等交付金（特別交付金）	1,000千円
・保険基盤安定繰入金	49,757千円
・財政安定化支援事業繰入金	△977千円
・その他一般会計繰入金	△47,602千円
・災害臨時特例補助金	1,500千円

合計 187,178千円

(2) 歳出

・一般被保険者療養給付費保険者負担経費	150,000千円
・一般被保険者高額療養費	36,000千円
・前年度国庫支出金返還金	1,178千円

合計 187,178千円